

## 倉敷市男女共同参画推進センター施設使用に係る割増し料金の判断基準について

倉敷市男女共同参画推進センター（ウイズアップくらしき）の会議室の使用につきましては、基本料金のほか使用目的によって割増料金（市外居住割増し、入場料等割増し、営業割増し）も合わせてお願いしているところですが、この度、割増料の判断基準を見直しました。

令和 8 年 2 月 1 日以降の申請から適用させていただきますのでご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和 8 年 1 月 2 9 日 倉敷市男女共同参画推進センター

### 1 割増し料金の種類と加算率

#### (1) 市外居住割増し

本市住民（本市内に居住する者又は本市内に事務所を有する法人）以外の者が、使用申請する場合、基本使用料の**100%を加算**

※判断基準は次のとおり

- ・ 個人にあつては、申請者の住所地（市内への通勤・通学は判断基準ではありません）
- ・ 法人にあつては、申請者の事務所の所在地
- ・ 任意団体にあつては、代表者の住所地又は規約等で定める所在地

#### (2) 入場料等割増し

主催者が来場者・参加者等から、入場料、参加料、受講料、協賛金、会費等これらに類するもの（以下「入場料等」）を 2,000 円以上徴収する場合、基本使用料の**100%を加算**

入場料等に該当するか否かの判定は、集める金銭（費用）の性格で、当センターが行います。

【注意】

- ・ 年・月単位により入場料等を徴収している場合は、当該使用 1 回（1 日）に換算した額が 2,000 円以上になるか否かで判断します。なお、判断に要する十分な資料の提出がない場合、年会費・月会費の額が 2,000 円以上か否かで判断します。
- ・ サークル運営費（サークルに所属する特定の会員から徴収し、サークルで管理し、サークル運営のために消費する費用）は入場料等に含まれません。
- ・ 原材料費（工作の材料など、本人が消費する材料に充てることが容易に確認できる費用）は入場料等に含まれません。ただし、資料代は、紙代に加え原稿料の性格を持った費用が含まれる場合があり、客観的な価格の判断が困難なため原材料費とはせず、入場料等に含まれます。
- ・ 施設使用料や講師謝金の弁償にあてるなど、利益を目的としていないものであっても、来場者から金銭を募るものであれば入場料等に含まれます。

### (3) 営業割増し

営利目的があると認められる場合、基本使用料の**100%を加算**

営利目的の有無の判定は、使用者の属性と使用目的・内容により、次表により当センターが行います。

使用許可後に非営利判定から営利判定に変更となった場合は、差額分の追加納付をお願いします。

申請者	使用目的・内容	判定
<p><b>① 営利団体</b> 株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、特定目的会社、工業法人など</p> <p><b>② 個人事業主等</b> 個人事業主等で構成する任意団体を含む。</p> <p><b>③ 個人活動で収入を得ている又は任意団体で収入を得ている</b> 教室、私塾、芸術関係（音楽家・画家など）、美容関係、整体師、士業（弁護士、税理士など）、フィナンシャルプランナー、インストラクター、コンサルタント、ネットワークビジネス など</p>	<p><b>㊦ 販売、販売促進、営業、宣伝、勧誘行為等があるもの</b> 【例】 商品展示、商品説明、商品発表、無料体験、無料相談</p> <p><b>㊧ 販売、販売促進、営業、宣伝、勧誘行為等がないもの</b> 【例】 会議、研修会、講演会、セミナー、総会、大会、発表会、採用面接、控室 ※チャリティイベントでも会社名義で開催される場合は営利目的の取り扱いとします。 ※生業に関連する催事（無料セミナー等）は営利目的の取り扱いとします。</p>	<p>営利</p>
<p><b>④ 非営利団体</b> 国、地方公共団体、独立行政法人、公共組合（健康保険組合、土地改良区等）、特殊法人（JR、年金機構など）、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、NPO 法人、医療法人、特別法に基づく組合（労働組合、JA 等）、特別法に基づく法人（学校法人、宗教法人、社会福祉法人等） など</p> <p><b>⑤ 非営利で社会貢献活動や慈善活動を行うボランティア団体や市民団体、任意団体など</b></p> <p><b>⑥ サークル、部活動</b></p> <p><b>⑦ 個人</b> ※生業や収入を得ている活動と直接かつ間接的に無関係な活動であること</p>	<p><b>㊨ 販売や営業、宣伝、勧誘などの営利行為に類するもの又は①～③の団体や個人と共催するもの</b></p> <p><b>㊩ ㊦以外</b></p> <p>【注意】 非営利目的の団体や個人であることが分かるもの（定款、規約、過去の活動など）の提出を求める場合があります。</p>	<p>営利</p> <p>非営利</p>

### 3 施設使用料の算出

施設使用料 = 基本使用料 + 市外居住割増 + 営業割増 + 入場料等割増

※最大で基本使用料の4倍の額（300%加算）になることがあります。

(参考)

#### (1) 基本使用料 (円)

	9時～12時	13時～17時	9時～17時
第1会議室	2,310	3,080	5,390
第2会議室	2,310	3,080	5,390
第3会議室	1,650	2,200	3,850
第2・3会議室	3,960	5,280	9,240

#### (2) 100%加算の場合 (円)

	9時～12時	13時～17時	9時～17時
第1会議室	4,620	6,160	10,780
第2会議室	4,620	6,160	10,780
第3会議室	3,300	4,400	7,700
第2・3会議室	7,920	10,560	18,480

#### (3) 200%加算の場合 (円)

	9時～12時	13時～17時	9時～17時
第1会議室	6,930	9,240	16,170
第2会議室	6,930	9,240	16,170
第3会議室	4,950	6,600	11,550
第2・3会議室	11,880	15,840	27,720

#### (4) 300%加算の場合 (円)

	9時～12時	13時～17時	9時～17時
第1会議室	9,240	12,320	21,560
第2会議室	9,240	12,320	21,560
第3会議室	6,600	8,800	15,400
第2・3会議室	15,840	21,120	36,960